

発議第 1 号

令和 4 年 11 月 30 日

高根沢町議会議長 佐藤晴彦 様

提出者 議会運営委員長 野中昭一

高根沢町議会議員政治倫理条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり高根沢町議会会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

高根沢町条例第 号

高根沢町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

高根沢町議会議員政治倫理条例（平成25年高根沢町条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（政治倫理基準） 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 <u>（5） 町職員に対して、セクシャル・ハラスメント、その他人権侵害のおそれがある行為をしないこと。</u> <u>（6） （略）</u> <u>（7） （略）</u> <u>（8） 議員としての発言又は情報発信は、法令や確たる事実等に基づいて行うこと。</u> <u>（9） 反社会的勢力等を利用し、反社会的勢力等に利用され、又は反社会的勢力等に関与しないこと。</u> <u>（10） 特定の新聞、雑誌又は機関誌の購読を強要しないこと。</u> <u>（11） 議員として行うべき職務を誠実に行うこと。</u> （議長の措置） 第9条 議長は、<u>第6条第1項の審査会を設置したとき、及び前条第1項の報告を受けたときは、その概要を議会広報紙等への掲載により公表しなければならない。</u>	（政治倫理基準） 第4条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 <u>（5） （略）</u> <u>（6） （略）</u> （議長の措置） 第9条 議長は、前条第1項の報告を受けたときは、その概要を議会広報紙等への掲載により公表しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。